

農林水産商工常任委員会資料

(平成22年12月3日)

項目

- 1 商工業者に対する高病原性鳥インフルエンザ対策について
【経済通商総室（経営支援室）】…1
- 2 就職未内定高校生に対する就職支援について
【雇用入材総室（雇用就業支援室）】…3

商工労働部

商工業者に対する高病原性鳥インフルエンザ対策について

平成22年12月3日
経済通商総室
経営支援室

島根県安来市において高病原性鳥インフルエンザが発生したことにより、今後懸念される県内の食肉流通・加工関連企業等への風評被害等に備えるため、「企業資金繰り支援特別融資」4資金の制度要綱改正を行い、対象者及び特別利率適用要件に「高病原性鳥インフルエンザ対応枠」を新設します。

1 対象資金

○企業資金繰り支援特別融資（以下4資金）

- (借換資金) 経営安定支援借換資金、旧制度融資等借換特別資金
(小規模・零細企業) 中小企業小口融資、小規模事業者融資

2 「高病原性鳥インフルエンザ対応枠」の内容

○対象者要件（借換資金のみ）

高病原性鳥インフルエンザによる直接或いは間接的に影響を受けている県内中小企業者のうち、次の要件のいずれかを満たしている者

- ・直近1か月の売上高又は営業利益が前年同期と比較して減少
- ・直近1か月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して減少

※中小企業小口融資及び小規模事業者融資の対象者要件は従業員数に関する要件のみのため、改正不要

（参考）懸念される影響

○直接影響

- ・仕入単価の上昇に伴うコスト増による収益減
- ・原材料不足による代替品の仕入れ、仕入れルートの新規開拓のためのコスト上昇
(鶏卵・食肉卸売業、鶏卵・食肉小売業、飲食業(焼鳥屋等)、鶏卵・食肉加工業者等)

○間接影響

- ・風評被害（鶏卵・鶏肉の買い控え、客足の減少等）による売上高の減少
(鶏卵・食肉小売業、飲食業(焼鳥屋等)等)

○特に大きな影響を受けている者に対する特別利率の適用

高病原性鳥インフルエンザの影響を受けている者のうち、次のいずれかに該当する者

- ・直近1か月の売上高が前年同期と比較して3%以上減少
- ・直近1か月の営業利益がマイナス
- ・直近1か月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して3%以上減少

※（通常利率）年1.66% → （特別利率）年1.43%

*旧制度融資等特別資金は、（通常利率）年1.96% → （特別利率）年1.68%

【想定事業規模】 10億円

【実施予定期】 12月中旬

高病原性鳥インフルエンザ対策 借換資金、小規模・零細資金を拡充!!

借換、小規模事業者向け融資等に「高病原性鳥インフルエンザ対応枠」を新設！

【借換資金】

経営安定支援借換資金
旧制度融資等借換特別資金

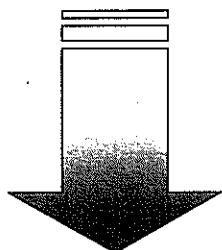
<「高病原性鳥インフルエンザ対応枠」の対象者要件>

高病原性鳥インフルエンザによる直接的あるいは間接的に影響を受けている中小企業者のうち、次のいずれかの要件に該当している者

- ・最近1か月の売上高又は営業利益が前年同期と比べ減少
- ・最近1か月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比べ減少

【小規模・零細資金】

中小企業小口融資
小規模事業者融資



<「高病原性鳥インフルエンザ対応枠」の特別利率適用要件>

次のいずれかに該当する場合に特別利率を適用

- ・最近1か月の売上高が前年同期と比較して3%以上減少
- ・最近1か月の営業利益がマイナス
- ・最近1か月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して3%以上減少

特別利率1.43%!!(通常利率1.66%)(注)

※旧制度融資等借換特別資金：特別利率1.68%(通常利率1.96%)(注)

資金繰り緩和 借換資金！

「経営安定支援借換資金」

借換対象：信用保証付きの既往借入金

限度額：2億円以内（借換金の当初借入額の範囲内）
期間：10年以内（うち据置3年以内）

利率：通常利率1.66%、特別利率1.43%（注）
保証：信用保証協会の保証が必要

「旧制度融資等借換特別資金」

借換対象：信用保証なしの既往県制度融資借入金

限度額：2億円以内（借換金の当初借入額の範囲内）
期間：10年以内（内据置期間3年以内）

利率：通常利率1.96%、特別利率1.68%（注）
保証：不要

小規模零細事業者の資金繰り確保

「中小企業小口融資」

対象者：従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）既保証との合計保証残高1,250万円以下の者

限度額：1,250万円以内

期間：運転5年（据置6月）、設備7年（据置1年）

利率：通常1.66%、特別利率1.43%（注）
保証：信用保証協会の保証が必要

「小規模事業者融資」

対象者：従業員20人以下（商業・サービス業は10人以下）既保証との合計保証残高8,000万円以下の者

限度額：1,500万円以内

期間：運転5年（据置6月）、設備7年（据置1年）

利率：通常1.66%、特別利率1.43%（注）
保証：信用保証協会の保証が必要

（注）・利率はいずれも変動金利です。（平成22年10月1日現在）
・特別利率の適用は、最近の売上高もしくは利益率が3%以上減少又は営業赤字の場合に限ります。

【申込窓口】

鳥取商工会議所 電話 0857-26-6666
倉吉商工会議所 電話 0858-22-2191
米子商工会議所 電話 0859-22-5131
境港商工会議所 電話 0859-44-1111
鳥取県中小企業団体中央会 電話 0857-26-6671

鳥取県商工会連合会

東部東商工会産業支援センター 電話 0857-31-5555
東部西商工会産業支援センター 電話 0857-30-3009
中部商工会産業支援センター 電話 0858-85-6511
西部東商工会産業支援センター 電話 0858-36-2868
西部西商工会産業支援センター 電話 0859-37-0085
西部西商工会産業支援センター 電話 0859-39-9797

【本件に関するお問合せ先】

鳥取県商工労働部経済通商総室
経営支援室 0857-26-7453、7658

就職未内定高校生に対する就職支援について

平成22年12月 3日
雇用人材総室
雇用就業支援室

1 年末特別求人要請活動の実施

高卒予定者の内定率は、昨年度に比べて2%上回っているものの、依然として厳しい状況にあることから、未内定高校生が冬休みの間に進路を家族や親戚などと相談できるよう、できるだけ多くの選択肢を提供するため、県独自で求人要請を行う。

○期間 平成22年12月1日（水）～12月24日（金）

○目標 200社

10月末現在の県、県教委、国が合同で行った企業訪問実績数と同等数を訪問

○要請活動の体制（13班、30人体制）

商工労働部各総室、中部総合事務所県民局産業雇用課、

西部総合事務所県民局商工労働課

(財)ふるさと鳥取県定住機構の各地区担当者

○要請方法

東・中・西地区ごとに直接企業を訪問し、要請文を手渡しの上、要請する。

○12月中旬からは、ハローワークが学校と協力して作成した未内定生徒の情報資料を、求人要請時に提供する。

○1月以降についても、未内定高校生の情報資料をもとに、未内定生徒の希望する業種のうち求人の可能性の高い事業所に絞って求人要請を行う。

2 面接会の実施

年末までに求人開拓した事業主と未内定高校生をマッチングさせる場を各地区毎に設ける。

○期日 1月中旬

○場所 鳥取・倉吉・米子のハローワークの会議室